

## 平成29年度特別養護老人ホーム栄寿荘 多床室プライバシー保護改修工事仕様書

- 1 工事名 平成29年度 特別養護老人ホーム栄寿荘  
多床室プライバシー保護改修工事
- 2 工事箇所 大分県臼杵市野津町大字落谷530番地  
特別養護老人ホーム栄寿荘
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- 4 工事概要 多床室における利用者のプライバシー保護のために、居室内に建具による間仕切りを設置し、個人の尊厳を守り、できるだけ家庭に近い雰囲気与生活ができるよう、介護サービス基盤の充実を図る。
- 5 工事内容 (1) 建具による間仕切りの設置  
改修居室15室(別紙 平図面)  
(2) 既存カーテン仕切の撤去  
(3) 既存壁造り家具の一部補修  
(4) 上記による間仕切り設置に伴う天井及び床の補修並びに電気・機械設備工事
- 6 本仕様書の適用範囲  
この仕様は、特別養護老人ホーム栄寿荘多床室プライバシー保護改修工事に適用する。
- 7 一般共通事項
  - (1) 疑義 本設計に関する疑義は、事前に質疑回答書にて確認しておくこと。これに漏れたものについては、発注者の指示に従い施行する。設計図書に明記なくも、機能上、構造上当然必要と認められるものは、発注者の指示に従い請負金額内で施行すること。
  - (2) 諸手続き 請負契約締結後、必要となる諸官庁、その他の諸手続きは一切請負者が負担して実施する。
  - (3) 提出書類 着手届、工程表、施行計画書、下請人名簿、保証書、施工図、竣工届、工事写真、その他監理者の指示による書類  
※工事写真については、着工する前の現況写真を撮影しておき、竣工後と比較対照できるようにしておくこと。
  - (4) 安全管理 工事に際しては、労働基準法・労働安全衛生規則に従い、作業員及

び第三者の安全管理に努めなければならない。高齢者福祉施設の工事のため、発注者側と定期的に連絡を取り合い工事の進捗状況を報告し、施設運営に支障をきたさぬようにすること。

(5) 竣工検査

- ① 竣工届、竣工書類・工事写真等をファイルに整理し、監理者に提出すること。
- ② 監理者が現場及び書類等を確認しね竣工届を受理した後、検査職員による検査を受けること。
- ③ 竣工書類等に不備がないことを確認した日が竣工日となるため、提出日には注意すること。

(6) その他

- ① 契約に係る一切の経費は、請負者の負担とする。
- ② 高齢者の生活施設であることを十分に考慮し、安全性などに考慮した施工計画を作成すること。
- ③ 本仕様に記載されている事項及び記載されていない事項については疑義が生じた場合、又は工事着工中に疑義や仕様変更が生じた場合は、双方の協議のうえ決定すること。